

海外農業農村開発促進調査等事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2126号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2355号
農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

本事業は、別表に掲げる内容及び方法にて実施することとする。

第3 委員会の開催

- 1 交付等要綱第5の2に定める委員会は、国、民間団体等の学識経験者等をもって構成するものとする。
- 2 委員会の構成及び運営の細則については、事業実施主体が別に定めるものとする。

第4 事業実施手続

- 1 交付等要綱第9の1に規定する事業実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとし、交付等要綱第9の1に基づく承認は、別紙様式第2号により行うものとする。
- 2 交付等要綱第9の2の規定に基づき事業実施計画を変更するときは、別紙様式第3号によるものとする。
- 3 交付等要綱第9の2の規定に基づく事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - （1）海外技術協力促進検討事業
調査対象地域、調査の必要性又は事業実施期間の変更
 - （2）アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業
調査対象地域、調査の必要性又は事業実施期間の変更
- 4 交付等要綱第9の2の規定に基づく事業実施計画の変更の承認は、別紙様式第4号によるものとする。
- 5 事業の着手については、以下によるものとする。
 - （1）事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、調査対象国や地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、別紙様式第5号により、その理由を明記した交付決定前着手届を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。
 - （2）（1）のただし書により交付決定前に事業を着手する場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。
 - （3）事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

第5 助成

交付等要綱別表の経費の欄に掲げる助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

1 調査員手当

- (1) 賃金
- (2) 給料、職員手当等

2 旅費

3 その他経費

- (1) 需用費
- (2) 役務費
- (3) 委託料
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 資材購入費
- (7) 機械賃料
- (8) 報償費

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第19の2に基づき、当該年度における事業実施状況を、別紙様式第6号により、事業実施年度の翌年度の5月31日までに農村振興局長に報告するものとする。

別表（第2関係）

事業の名称	事業内容	実施方法
1 海外技術協力促進 検討事業		農村振興局長が別途定める 公募要領によるものとする。
(1) グローバルサウスの 農業水利施設維持管理 手法構築支援	南アジア諸国の後発途上国を対象として、老朽化した農業水利施設の中長期的かつ効率的な維持管理を推進するため、モデル地区において、我が国の農業水利施設のストックマネジメントに係る知見・技術を活用した実証調査を行い、その成果として、農業水利施設維持管理手法ガイドラインを策定する。	
(2) アフリカ等における 本邦企業の展開拠点 ほ場整備の支援	アフリカにおいて農業の機械化を推進するための基礎的条件となるほ場整備の実施促進を図るため、アフリカ諸国に適したほ場整備ガイドラインを策定する。 また、東南アジアにおいてスマート農業の導入に向けた次世代型ほ場整備のあり方を検討するため、モデルほ場での実証調査を行い、その成果として、次世代型ほ場整備ガイドラインを策定する。	
(3) アフリカにおける 持続可能な食料生産シ ステム構築支援	アフリカにおいて、我が国のかんがい技術等の活用による、米生産量の増加、市場志向型農業導入のための畑地かんがい技術の開発及び気	

	候変動の適応力の向上を図るため、かんがい開発及び水利組合の運営強化による水利用の効率化等の現地実証調査を行い、持続可能な食料生産システム構築のためのかんがいガイドラインを策定する。	
2 アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業	アジアモンスーン地域を対象とした気候変動対策を踏まえた農業農村開発に関する実証事業を実施するとともに、その効果について、ワークショップ等を開催することによりアジアモンスーン地域の各国に共有する。これにより、熊本水イニシアティブやみどりの食料システム戦略の推進に貢献するとともに、気候変動対策を含む国際協力案件形成のモデルケースとしてアジア太平洋地域における我が国の農業農村開発協力の方向性を示す。	農村振興局長が別途定める公募要領によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年3月30日から施行する。
- 2 1による通知前の海外農業農村開発促進調査等事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画書（事業名）

別紙計画書により海外農業農村開発促進調査等事業を実施したいので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 農振第 2463 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 1 に基づき申請します。

別紙

（事業名）

調査国、調査地域（機関）名					
調査の必要性					
調査に要する経費		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	調査員手当	千円	千円	千円	千円
	旅 費	千円	千円	千円	千円
	その他経費	千円	千円	千円	千円
	計	千円	千円	千円	千円
調 査 の 概 要	〇〇年度				
	〇〇年度				
	〇〇年度				
	〇〇年度				

※調査に要する経費及び調査の概要については、事業実施期間における年度ごとに記載すること。

番 号
年 月 日

(名称及び代表者氏名) 殿

農林水産省農村振興局長

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画承認通知書（事業名）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった海外農業農村開発促進調査等事業実施計画について、承認したので通知する。

別紙様式第 3 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画変更申請書（事業名）

別紙計画書により海外農業農村開発促進調査等事業実施計画を変更したいので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 農振第 2463 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 2 に基づき申請します。

別紙

（注 1）別紙様式第 1 号の別紙の様式を用いるものとする。その場合には、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

別紙様式第 4 号

番 号
年 月 日

（名称及び代表者氏名） 殿

農林水産省農村振興局長

海外農業農村開発促進調査等事業変更通知書（事業名）

○年○月○日付け○○第○○号で申請のあった○○年度海外農業農村開発促進調査等事業実施計画変更申請について、変更を承認したので通知する。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業交付決定前着手届（事業名）

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、海外農業農村開発促進調査等事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2126号農林水産省農村振興局長通知）第4の5の（1）に基づき、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失の生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業においては、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

（注）海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知）に基づく交付申請書提出前に着手した場合には、後日提出する交付申請書に着手日を記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度海外農業農村開発促進調査等事業実施状況報告書（事業名）

〇〇年度海外農業農村開発促進調査等事業を実施したので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 農振第 2463 号農林水産事務次官依命通知）第 19 の 2 に基づき下記のとおり報告します。

記

（事業名） 別紙のとおり

別 紙

- 1 調査団構成
- 2 相手地域（機関）面接者
- 3 調査日程
- 4 調査の概要
- 5 調査結果